

(別紙1)

## 施工体制の確認に係る審査方法

施工体制の確認に関する審査は、聞き取り調査の結果に基づき、次の各号に掲げる項目について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

### (1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において「入札説明書にて示された求める要求要件」(以下「要求要件」という。)が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が確実に実現できると認めるときは、施工体制評価点を与えるものとする。

### (2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が低入札調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。

- ①建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか。
- ②安全確保の体制が構築されると認められるか。
- ③その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか。

### (3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が低入札調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。

- ①下請会社、担当工種、工事費内訳書を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。
- ②施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。
- ③配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実に認められるか。

### (4) 見積書等との関連性

上記(2)及び(3)の確実な実現のために必要な経費が計上されているか、工事費内訳書を審査する。また、説明資料との整合性を審査する。

- ①当該価格で入札した理由が妥当であり、説明資料と整合するか。
- ②必要経費の計上が的確であり要求要件及び技術提案の実現が可能と認められるか。

(別紙2)

## くじ引きの注意事項

### 1. くじ引き対象の方へ

次の書類をご持参ください。

- ① 競争参加資格確認通知書 (写)
- ② 名刺
- ③ 委任状 (代理人の場合)

※会場に入室できる人数は、くじを引く方と立会者の2名までとします。

### 2. くじ引き対象外の方へ

立会を希望される入札参加者は、次の書類をご持参ください。

- ① 競争参加資格確認通知書 (写)
- ② 名刺

※入札の関係者であることが確認できた場合のみ、くじ引きに立ち会うことを認めます。

会場に入室できる人数は、1名までとします。

### 3. 入室の受付について

くじ開催時刻の10分前までに受付をお願いします。

※定刻までに来場が無い場合は、当該入札事務に関係の無い職員が代わりにくじを引くことになります。

(別紙3)

## 総合評価落札方式契約書約定事項

落札者決定に反映された技術提案及び工事施工時履行項目（基幹技能者の配置、適切な下請契約）については、工事請負契約書に以下に示す条項を追加するものとする。

### 1. 「技術提案」の条項

受注者が提案した内容を、以下に示す条項に追加するものとする。なお、「受注者の提案した技術提案」の条項中「別紙」については、技術申請様式2-1号及び技術申請様式2-2号を使用し、普通及び不採用とした提案を二重線で消去するものとする。

(受注者の提案した技術提案)

第〇条 受注者が提案した技術提案の内容及びその担保についての措置等は、下記のとおりとする。

#### (1) 受注者の技術提案の内容

別紙「技術提案書」(写し)のとおり

#### (2) 受注者の技術提案の内容の担保についての措置等

- ① 受注者は、不可抗力等受注者の責によらない場合を除き、(1)に掲げる事項に基づいて工事を施工しなければならず、その部分については、請負代金の変更等は行わない。
- ② 発注者は、受注者の責により(1)に掲げる事項の履行が確認できない場合は、その技術提案に係る評価項目につき、工事成績評定から10点減ずる。
- ③ 契約締結後、不可抗力等受注者の責によらないで(1)を履行できない場合は、請負代金の変更等その後の対応について、発注者受注者で協議して定めるものとする。

### 2. 「基幹技能者」の条項

評価項目に「基幹技能者の配置」があり、落札者が技術資料において配置することを誓約した場合、以下に示す条項を追加するものとする。

(基幹技能者)

第〇条 受注者は、工事の施工にあたり、基幹技能者を配置しなければならない。

- 2 発注者は、受注者が前項の規定に違反したことを確認したときは、工事成績評定点から10点減ずるものとする。ただし、受注者の責によらない場合を除く。

### 3. 「適切な下請契約」の条項

評価項目に「適切な下請契約」があり、落札者が技術資料において「誓約する」を選択した場合、以下に示す条項を追加するものとする。

(下請け次数の制限)

第〇条 受注者は、工事の施工にあたり、請負次数を2次下請け(注：建築は3次下請け)までに制限しなければならない。

- 2 発注者は、受注者が前項の規定に違反したことを確認したときは、工事成績評定点から10点減ずるものとする。ただし、受注者の責によらない場合を除く。

(下請契約金額の合意形成)

第〇条 受注者は、工事の施工にあたり、下請契約を締結する場合は、労務費及び法定福利費を明示した見積書を活用し、下請契約については、見積書を尊重し合意を得なければならない。

2 発注者は、受注者が前項の規定に違反したことを確認したときは、工事成績評定点から10点減ずるものとする。ただし、受注者の責によらない場合を除く。

(建設キャリアアップシステムの事業者登録)

第〇条 受注者は、工事が完成するまでの期間に、元請、かつすべての下請企業（建設業者以外及び県外企業は除く。）の事業者登録を完了しなければならない。

2 発注者は、受注者が前項の規定に違反したことを確認したときは、工事成績評定点から10点減ずるものとする。ただし、受注者の責によらない場合を除く。

(別紙4)

## 基幹技能者を配置する場合の工事実施段階での取り扱いについて

### 1. 施工計画書提出時

請負者は、入札公告に示す基幹技能者の資格から1種類以上(1名以上)を選択し、その種類、氏名等を施工計画書に含め提出するものとし、基幹技能者を配置する作業内容(工種区分、施工範囲等)と従事期間(予定時期等)を明記するものとする。

ただし、施工途中において配置基幹技能者の変更は可能とし、施工計画書に変更内容を記載し提出するものとする。

(施工計画書への記載項目例)

- ・ 選択した技能の資格名称(例:型枠基幹技能者、鉄筋基幹技能者等)
- ・ 基幹技能者の氏名、認定番号、認定証の写し
- ・ 基幹技能者の所属企業名
- ・ 基幹技能者を配置する作業内容、施工範囲(例:本体工のうち橋脚P3の型枠作業等)
- ・ 基幹技能者を配置する期間(例:予定時期○月上旬～△月下旬の型枠作業時等)

(留意事項)

- ・ 基幹技能者を配置する作業は請負者の任意とするが、その資格範囲を逸脱しないものとする。
- ・ 基幹技能者を配置する期間は、工程計画や進捗状況に影響されることから、暦日期間による設定とせず、作業内容による配置期間を記載する。
- ・ 基幹技能者を下請負企業から配置する場合は、下請負契約範囲を逸脱しない内容及び期間とする。
- ・ 基幹技能者を配置する作業内容、配置する期間については、工事案件毎に条件が異なり一律に規定することが困難なことから、各発注機関において施工計画書の適切性を判断する。
- ・ 元請や下請の配置予定技術者(現場代理人、主任・監理技術者)と基幹技能者の重複は可能。

### 2. 施工時

施工時の基幹技能者配置についての履行確認は、施工計画書に記載した作業内容と配置する期間において、当該技能に関する以下の役割が果たされているか確認するものとする。

また、配置された基幹技能者には、当該工事への専任及び現場への常駐の義務を課さないものとする。

[基幹技能者の役割]

- ①現場の状況に応じた施工方法等の提案、調整等
- ②現場の作業を効率的に行うための技能者の適切な配置、作業方法、作業手順等の管理
- ③生産グループ内の一般の技能者の施工に係る指示、指導
- ④前工程・後工程に配慮した他の職長等との連絡調整

(履行確認の例)

- ・ 施工計画書、作業手順書等への基幹技能者のサイン、押印等の確認
- ・ 基幹技能者名による連絡調整文書、指示書等の確認
- ・ 監督職員による上述の行為の現場確認
- ・ 安全日誌、安全日報等による従事の確認等

(別紙5)

## 適切な下請契約の評価について

(趣旨)

第1 下請契約の重層化による下請企業へのしわ寄せを防止し、対等な立場で労務費および法定福利費を的確に反映した適正な契約を行い、また、建設キャリアアップシステムを活用した社会保険の加入促進等、公共工事を実施する者の良好な労働環境整備に取り組む企業を評価するために必要な事項を定める。

(定義)

第2 この取扱いにおける用語の定義は次の各号に定めるとおりとする。

- (1)「発注者」とは、対象工事の注文者である発注機関の契約担任者
- (2)「受注者」とは、発注者から対象工事を直接請負う元請企業
- (3)「注文者」とは、下請契約において仕事の注文者で建設業者であるもの。  
例えば、元請企業は一次下請企業に対する注文者で、一次下請企業は二次下請企業に対する注文者となる。
- (4)「下請企業」とは、当該工事に関わる下請契約の請負人で建設業を営む者
- (5)「下請契約」とは、注文者と下請企業との間で締結される請負契約
- (6)「建設業を営む者」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業を営む者
- (7)「建設業者」とは、建設業を営む者のうち、建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者
- (8)「技能労働者」とは、建設業を営む者に雇用される労働者（工事に直接従事しない者（会社役員、一般事務員、工事における交通誘導員等）及び工事現場において管理監督的な業務等に従事する者（現場代理人、主任（監理）技術者等）は含まない。）
- (9)「適切な水準の賃金」とは、市場における労務の取引価格を反映した賃金

(評価の対象とする誓約内容)

第3 誓約内容は以下の3項目とし、技術資料において誓約した項目数に応じて評価を行うが、誓約した事項は適切に実施しなければならない。

- (1) 下請け次数の制限
- (2) 「下請契約」金額の合意形成
- (3) 建設キャリアアップシステムの事業者登録

(誓約内容の評価内容と確認事項)

第4 各誓約内容の評価内容と確認事項は次の各号のとおりとする。

### (1) 下請け次数の制限

【評価内容】

当該工事に係る「下請契約」による請負回数について、2次又は3次下請までと誓約するものを評価する。

- ・ 建築一式工事の場合は、「下請契約」による請負回数を3次までとするものを評価
- ・ 建築一式工事以外の場合は、「下請契約」による請負回数を2次までとするものを評価

#### 【確認事項】

請負回数の確認は、受注者より施工体制台帳の写し及び施工体系図が提出（当初契約、変更契約等）されたときに、請負回数を確認するものとする。

## (2) 「下請契約」金額の合意形成

#### 【評価内容】

以下の事項を遵守した「下請契約」の締結を誓約するものを評価する。

①「注文者」は、「下請企業」に対して以下の事項を記載した見積依頼文書を提出しなければならない。

- ・ 労務費及び法定福利費を明示した見積書を提出しなければならないこと。
- ・ 提出された見積書を尊重し、協議のうえ契約金額を決定すること。

②「下請企業」は、労務費及び法定福利費を明示した見積書を「注文者」へ提出しなければならない。

③「注文者」は、「下請企業」から提出された見積書を尊重し、「技能労働者」へ適切な水準の賃金を支払うことが出来る金額を確保した契約額にしなければならない。

④注文書及び注文請書には、労務費及び法定福利費を明示した下請負代金内訳書を添付しなければならない。

⑤下請負代金内訳書に明示された労務費及び法定福利費の総額分は手形ではなく現金で支払わなければならない。

※上記①～⑤の過程が確認できる資料を、下請契約書の一部として施工体制台帳と併に提出しなければならない。

#### 【確認事項】

施工体制台帳が提出されたとき（下請契約の当初契約時及び契約金額の変更を伴う契約変更時等）に、評価内容を遵守した契約の事実として、下請契約書に以下の書類が添付されているか確認する。

- ・ 見積依頼書（上記①の内容が記載されたもの）
- ・ 見積書（労務費及び法定福利費が明示されたもの）
- ・ 下請負代金内訳書（労務費及び法定福利費が明示されたもの）
- ・ 注文書及び請書（労務費及び法定福利費の支払い方法）

## (3) 建設キャリアアップシステムの事業者登録

#### 【評価内容】

当該工事が完了するまでの期間に、「受注者」及び「下請企業」が建設キャリアアップシステムの事業者登録を行うものを評価する。ただし、「下請企業」のうち県外企業及び「建設業者」以外のものは事業者登録の対象外とする。

【確認事項】

受注者は、当該工事の完成時に建設キャリアアップシステムから出力した事業者情報のページの写し等を提出し、発注者が確認するものとする。

(下請企業への支払い状況)

第5 契約金額が履行確実性確保価格未満の工事で、労務費等を明示した見積書による下請契約金額の合意形成を誓約した「受注者」は、当該工事に係る全ての下請代金の支払いが完了した際は、以下の支払い状況を取りまとめて速やかに報告しなければならない。

- (1) 受注者は1次下請企業への支払い状況
- (2) 1次下請企業は2次下請企業への支払い状況
- (3) 2次下請企業は3次下請企業への支払い状況※建築一式工事のみ

(適切な下請契約の不履行)

第6 下請契約について、以下(1)から(2)のとおり、適切に履行されていないことが確認された場合、工事成績評定の減点(10点)を行うものとする。

- (1) 誓約した項目で、完成検査の確認時に不履行が確認された場合
  - (2) 下請企業への支払い報告で、不履行が確認された場合
    - ・最終の「下請契約」の金額と、支払い報告で大きな差異
    - ・現金による支払い額が、最終契約書の下請代金内訳書に記載された労務費及び法定福利費を大きく下回る
    - ・支払い報告を提出しない
- 2 発注者は、上記(2)に該当する場合については、工事成績評定を見直すことについて、通知を行うものとする。

(適切な水準の賃金)

第7 適切な水準の賃金とは、市場における労務の取引価格と定義しており、公共工事においては、毎年実施されている公共事業労務費調査より決定された公共工事設計労務単価に基づき工事の予定価格を決定している。また、技能労働者の賃金は、技能や経験等の能力によって様々であることや、民間工事の受注もあることから厚生労働省が実施している賃金構造基本統計調査等も、市場における労務の取引価格の指標の一つとして、適切な水準の賃金支払いに努めなければならない。